

申告期限

3月16日(月)まで

市・県民税の申告は市役所へ

市・県民税…税務課課税係
所得税など…信濃中野税務署
☎(22)21111(内線225)
☎(22)3151

市・県民税は、平成26年中の所得に対して平成27年度に課税される税金で、個人の申告などに基づいて市が計算・課税を行い、納付書や口座振替、または給与や公的年金からの天引きにより納付していただくものです。

◆市・県民税の申告が必要な方は、次のとおりです

※所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は不要です

居住地	収入の有無	申告を必要とする方など
平成27年1月1日現在、中野市に居住していた方 ※住民票が他市区町村にあって実際に中野市内に居住していた方を含みます	平成26年中に収入があった方	○所得税の確定申告は必要ないが、営業・農業・不動産・配当・雑(公的年金以外)・一時所得などがある方 ○所得が給与のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されていない方 ○給与以外に20万円以下の所得がある方
	平成26年中に収入がなかった方	○市外に居住している親族などに扶養されている方 ○所得課税証明書(非課税証明書)が必要な方 ○国民健康保険加入者および加入者のいる世帯の方

※平成26年中に収入がない場合でも、申告をしないと市で収入の有無や額を把握できず、国民健康保険税の軽減措置や所得税課税証明書の発行、福祉サービスなどが受けられないことがあるため、申告をお願いします。

※市内の親族に扶養されていて、その親族が申告や年末調整で扶養として届けられていれば、申告は不要です。

※平成26年に市・県民税の申告をした方などに、「市民税・県民税申告書」を送付しました。(届いた方全てに申告義務があるとは限りません)

なお、市・県民税の申告書は、市役所税務課のほか豊田支所でも配布しています。

※所得税の確定申告が不要でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。

◆申告に必要なものは、次のとおりです

- ①市民税・県民税申告書
- ②所得が明らかにできるもの(給与・公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書)
- ③収入および必要経費を記入した収支内訳書(営業・農業・不動産所得がある場合のみ)
- ④社会保険料などが分かるもの(国民年金、国民年金基金保険料控除証明書・本市以外の市町村や健康保険組合などに支払った保険料がある場合は、支払金額の分かるもの)
- ⑤生命保険料・地震保険料・損害保険料控除証明書
- ⑥支払った医療費の領収書
- ⑦認め印
- ⑧申告者の口座が分かるもの(所得税の還付を受ける方)

◆申告相談日程 受付時間 午前8時30分～午後3時(申告相談の開始は午前9時から)

期日	2月										3月											
	16月	17火	18水	19木	20金	23月	24火	25水	26木	27金	2月	3火	4水	5木	6金	9月	10火	11水	12木	13金	16月	
対象地区	中野会場	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告	中野	日野	延徳	平野	高丘	長丘	平岡	科野	倭	還付申告
	豊田会場	上今井	上今井	豊津	豊津	豊津	永田	永田	永田	※中野会場は、市民会館41号会議室(2階)、豊田会場は、豊田支所大会議室(2階)で行います。なお、中野会場へは、市役所本庁舎エレベーターをご利用いただけます。												

※2月16日、3月2日・16日の「還付申告」日は、給与、年金所得の所得税の還付を受ける方(市内全地区)を対象とします。なお、対象地区の指定日以外でも相談は受けられますが、混雑をさけるため、できるだけ対象地区の指定日にお越しください。

※受付開始・終了時間が前年より30分遅くなっていますのでご注意ください。

※申告相談期間中は、担当者が全員会場に向くため、税務課窓口での申告相談はできません。



申告・相談の前に確認しましょう！

チェック
電話で相談日を
予約できます

今年度から相談の待ち時間短縮のため、電話による事前予約を受け付けています。詳しくは広報なかの1月号(13ページ)をご覧ください。

予約専用電話 ☎(38)1300

受付期間 3月13日(金)まで
(土・日・祝日を除く)

受付時間 午前8時30分から
午後5時15分まで

※相談の進捗状況によっては
予約時刻より開始が前後する
場合があります。

※予約なしでも相談はできま
すが予約者優先となります。

チェック
事前に集計を済ませて
ください

「収支内訳書」を提出する
方や「医療費控除」のある方
は、必ず事前に集計を済ませ
てから申告会場にお越しくだ
さい。集計していない場合、
集計後に申告相談を受けてい
ただくこととなります。

チェック
郵送でも提出できます

市・県民税の申告書は、郵
送でも提出できます。3月16
日(月)までに、記入した「申告
書」や「各種証明書」などを
税務課あてにお送りください。

また、内容を確認させてい
ただく場合があるため、日中
に連絡が取れる電話番号を必
ず記入してください。

なお、税務課、豊田支所、
北部公民館、西部公民館、永
田窓口サービスステーション
に設置してある投函箱に投函
することもできます。(ただ
し、所得税の確定申告書は投
函しないでください)

チェック
所得税申告の相談は
税務署へ

次のような所得税申告のご
相談は、信濃中野税務署で
行っています。

○次の申告に係るもの
青色申告、準確定申告(平
成26・27年中に亡くなった
方の申告)、延納の届出、
更正の請求、海外に被扶養
者がいる方の申告、修正申告
○所得や控除に係るもの
雑損控除の申告、土地建物
(収用を除く)や株式・先
物取引の譲渡所得や損失の
繰り越しがある申告、介護
保険サービスの医療費控除
額に不明なものがある申告

○所得税の税額控除に係るもの
住宅ローン控除(初年度)、
外国税額控除、政党等寄附
金等特別控除など

所得税の確定申告を電子申告される方へ



公的個人認証サービスを利用
して、所得税の確定申告を
電子申告される場合は、電子
証明書が必要です。現在、電
子証明書をもちの方は有効
期間(発行日から3年)にご
注意ください。

また、有効期間が満了した
場合や氏名・住所などが変更
になった場合は、自動的に電
子証明書の更新が必要とな
ります。

更新手続きをお願いしま
す。

電子証明書の更新および新規
発行の際に必要なもの
○住民基本台帳カード(住基
カード)

○運転免許証など顔写真付き
の身分証明書(住基カード

に顔写真がない場合)

○手数料500円

※代理人による申請など、手
続きの内容により即日交付
ができない場合があります
のでご注意ください。

問い合わせ先

市民課窓口係
☎(22)21111(内線236)

税務署からのお知らせ



信濃中野税務署 ☎(22)3151

信濃中野税務署では、3月
16日(月)までの間、確定申告相
談会場を設置します。

なお、平成26年分の個人事
業者の消費税および地方消費
税の確定申告の相談は3月31
日(火)まで行っています。(土・
日・祝日は除く)

○会場

信濃中野税務署2階会議室

○受付時間

午前8時30分から(午後4
時まで)にご来場ください

○相談時間

午前9時から午後5時まで

①確定申告書は、自宅で作成
できます
国税庁ホームページの「確

定申告書等作成コーナー」
を利用いただくと、ご都合
のよい時間に、自宅などで
確定申告書を作成すること
ができます。

また、作成した確定申告
書は、郵送などでご提出い
ただけます。

②復興特別所得税について

確定申告書への復興特別
所得税額の記載漏れにご注
意ください。

平成25年分から平成49年
分までの各年分については、
所得税と併せて復興特別所
得税の申告および納付をす
ることとされています。

復興特別所得税の額は、

各年分の基準所得税額(原
則として、その年の所得税
額)に2.1%の税率を
乗じて計算した金額です。

③消費税の確定申告について

平成26年4月1日から消
費税率が5%(内、地方消
費税1%)から8%(内、
地方消費税1.7%)に
変更されました。

このため、平成26年分の
消費税および地方消費税の
確定申告書を作成するため
には、帳簿などにおいて課
税取引を事前に適用税率ご
とに区分し、それを基に税
額などを計算していただく
必要があります。